

第15回大津市新型コロナウイルス感染症危機対策本部会議 概要

新型コロナウイルス感染症が5類に変更されることに伴い、政府及び滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部が廃止をされ、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく各種の要請等についても終了することとなる。

この状況を踏まえ、当本部において全庁的に情報を共有し、今後の対応に遺漏がないように備えるために会議を開催したものの。

1 日時 令和5年4月28日（金）10時00分～10時40分

2 場所 災害対策本部室

3 出席者 市長、副市長、各部局長、危機管理監、保健所長等（約40人）

4 内容

（1）新型コロナウイルス感染症対応の経過について（健康保険部）

- ・令和元年度は、大津市保健所において、2月1日から兼務職員2名増員による体制を強化し、まずは、市民が受診の相談をする「帰国者接触者相談センター」と受診先である「帰国者接触者外来」を開設し、市民周知を行った。
- ・3年余りで、感染の波は第8波までを数え、令和2年4月から5月と令和3年1月から9月にかけて、外出自粛の協力要請、施設の使用制限等の協力要請からなる、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が出されたほか、まん延防止等重点措置に係る公示が多くの地域で出された。
- ・療養に関しては、当初の全員入院から重症者や重症化リスクが高い人へ重点化し、自宅療養される人が増加。それに伴い、健康観察や食糧支援等必要な対策を行ってきた。
- ・療養期間に関しては、令和2年6月に14日から10日へ変更、令和4年9月には10日から7日へ変更がされた。
- ・大津市では、令和5年4月27日時点で、延べ97,504人の感染者を確認。

（2）5類への変更に伴う今後の対応について（健康保険部）

- ・「5類への変更に伴う今後の対応について」は、令和5年4月からは「受診相談センター」と「自宅療養者等支援センター」を滋賀県と大津市で統合して対応している。
- ・医療体制に関して、幅広い医療機関で受診ができるように段階的に移行していく。
- ・外来に関して、コロナの罹患及びその疑いのみを理由とした診療拒否は、「正当な事由」に該当しないこととされた。
- ・入院については全病院での対応を目指し、入院調整においては今後軽症者から医療機関の間で調整を進めていく。
- ・医療体制の見直しに関しては、滋賀県が調整していく。
- ・令和5年5月8日からは、患者に対して外出自粛を要請することはなくなり、外出を控えるかは個人の判断に委ねられることになり、その判断に資する情報を厚生労働省が示している。
- ・発症後3日間はウイルス排出量が非常に多く、5日間経過後は大きく減少することから、発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えることを推奨し、その後も10日間が経過するまではマスク着用やハイリスク者との接触は控えることが推奨される。
- ・新型コロナワクチン接種について、自己負担なしで接種ができる特例臨時接種を令和6年3月31日まで延長することが決定された。大津市においても、5月8日から8月末にかけて春

開始接種として、初回接種を終了した65歳以上の高齢者の方や基礎疾患を有する方などを対象に行う。対象者への接種券の発送については、前回の接種時期が早い方から計4回に分けて発送する計画であり、第1回目の発送は27日に約25,000通を送付。最終の第4回目発送は5月16日を予定。9月以降、初回接種を終了した5歳以上の全ての方を対象に秋開始接種を行う予定。

・接種率について、12歳以上の接種率は初回接種である2回目までが88%、オミクロン株対応型が46.8%の状況であるが、高齢者の接種率は2回目までが97.4%、ミクロン株対応については80.2%の接種状況となっている。(令和5年4月26日現在)

(3) 市職員の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的感染対策等について(総務部)

・5類感染症に変更される5月8日以降の基本的感染対策は、主体的な選択が尊重され、個人や事業主の判断に委ねられることが基本となることから、市職員の対応について本日、掲示板での周知を予定している。

・マスク着用は、職員個人の判断に委ねるが、市民の方と近距離で接する場面や療養後に勤務する場合、家族に発症者がいる場合は着用を推奨する。

・職場内の感染対策は、主に手洗い等の手指衛生や換気は引き続き実施、執務室のパーティションは撤去し、多くの市民の方が訪れる窓口のパーティションは設置を推奨する。

・職場外の感染対策は、家庭内や会食時に手洗い等の手指衛生や換気を行い、感染リスクを下げる工夫を行うこととする。

・職員の感染時の報告は、所属からの報告は不要とし、感染状況により業務に支障をきたす可能性がある場合は職員支援室へ相談、報告することとする。

・時差勤務は、規程の感染症の対象が1類、2類及び3類感染症であることから、時差勤務の対象外とする。

(4) 大津市新型インフルエンザ等対策業務継続計画(BCP)の対応について(総務部)

・5類感染症への変更に伴い、5月8日以降はBCPの発動を停止する。

・ワクチン接種等の業務については、今後も必要に応じて部局を越えた応援体制を整備する場があるため、引き続き協力をお願いします。

・今後、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、各部局へBCPの見直しを依頼することを予定している。

(5) 5類への変更に伴う各部局の対応について(事務局)

・イベント開催に関する対策について、収容率、人数上限、感染防止安全計画などによる制限については、5類への変更に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく国・県の協力要請が終了することから、同日に、これを受けた本市の対策を解除する。

・5類変更後も国が特に感染対策において留意することとしている障害福祉事業所や介護事業所等について、感染者発生報告受付、保健所への情報提供について5類変更後は、同等の感染症や食中毒と同じく、集団感染等が発生した場合に、報告する対応となる。

また、保健所において、集団発生の届けを受けた場合、施設に対する疫学調査は当面継続する。

・『新しい生活様式』を踏まえた学校の取組に基づく各種対応について、国、県の通知等を受け次第、速やかに改訂し周知する。

・企業局においては、社会機能の維持に関わって、分散勤務としていた浄水管理センター、浄水施設課、同水質管理課の勤務を通常の形態に戻す。

このほか、児童館、子育て総合支援センター、保健所での母子保健事業、図書館の読書室の

利用など、施設利用または事業の参加人数の制限を廃すなど、それぞれ所管部局において、市民への周知をはじめ、必要な対応を行う。市議会においても、その運営に関して制限されていた事項等について、今後検討を予定されている。

(6) 大津市新型コロナウイルス感染症危機対策本部等会議の開催経過について（事務局）

- ・令和2年1月29日に設置された、健康保険部新型コロナウイルス感染症対策本部を前身とし、令和2年3月5日に市内での感染者の発生により、第1回大津市新型コロナウイルス感染症危機対策本部を開催し、局面に応じて全15回にわたり本市の各種対応に関する協議や情報共有を図ってきた。
- ・第2回から第7回、第10回から第13回の会議については、国の緊急事態宣言発令に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条に基づく市対策本部として開催した会議である。
- ・新型コロナウイルス感染症について、大津市危機管理基本計画上の危機事案カテゴリー3の「健康危機」に該当する感染症であることから、市の危機対策本部を設置し、対応してきたが、今後5類に変更された後には、季節性インフルエンザと同様の扱いとなり、当該計画上の危機事案の対象から外れることとなる。5類への変更に伴い、政府及び滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止される予定。

5 その他（本部長）

- ・今般の5類感染症への変更に伴い、政府及び滋賀県感染症対策本部が廃止される予定にあること、また、同感染症が本市危機管理基本計画が対象とする危機事案から外れることなどを踏まえて、総合的に判断し、5類への変更をもって、本市危機対策本部を解散する。
- ・5類変更後も、引き続き、感染状況の変化や新たな変異株の出現などの動向に注意すること。
- ・新型コロナワクチン接種の特例臨時接種の期間が令和6年3月31日までとなっていることなど、今後も実施する業務について、各部局の応援も臨機応変に求めることがあるので留意すること。
- ・国、県及び関係機関との連携を密にし、情報の収集に努めるとともに、5類の変更に伴う対応について、市民の皆様にはしっかりと情報を発信すること。
- ・職員自らが5類変更に伴う対応をしっかりと理解し、問い合わせなどに対応すること。
- ・高齢者施設、障がい者施設については、5類への変更後も集団感染等を危惧している。そういった中、保健所の疫学調査はなされるが、所管の部局において、しっかりと支援ができるように準備すること。また、第8波においても集団感染が発生しているため、変異株の特性を踏まえつつ、対応すること。
- ・市役所の事業所としての取組である基本的な感染対策についても、しっかりと取り組まれたい。マスクの着用については自らの判断に委ねるが、健康管理について職員にはしっかりと周知すること。